須賀川地方広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表

人事行政を運営する上で、公平性と透明性を保つため、「須賀川地方広城消防組合人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例」に基づき、本組合職員の定数、給与、勤務条件等について、次のとおり公表しま

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- (1) 採用・退職者の状況
- ア 採用試験の結果(令和5年度)

	採用予 定者数	申込者数	第1次試験 受験者数(A)	第1次試験 合格者数	最終合格 者数(B)	競争率 (A)/(B)
消防職(高校卒程度)	3人	26人	23人	10人	4人	5.75倍

イ 事由別退職者数(令和5年度)

定年退職	勧奨退職	普通退職	死亡退職	免 職	その他	計
		3人				3人

(2) 職員数の推移

ア 職員数の推移(令和6年4月1日現在)

7 1905-500-12	1E-15 (14.1	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)									
区分		職	員 数	(人)		対前年増減数(人)					
应为	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	
消防職	206	207	205	202	203	3	1	▲ 2	▲3	1	
再任用	1	1	1	2	2	▲ 3	0	0	1	0	
計	207	208	206	204	205	0	1	▲ 2	▲ 2	1	

イ 年齢別職員構成の状況(会和6年4月1日現在)

1 平町	別戦貝得	<u> </u>		<u>-4月1日と</u>	兄1工/						
区分	20歳 未満							50歳以上 55歳未満			計
職員数	4	19	25	36	27	19	37	30	6	2	205

2 人事評価の状況 令和5年度実施状況

〒和3年度:	<u> </u>					
	対象者	実施済	未実施	未実施の事由		
人数(人)	204	202	2	派遣		
割合	100.0%	99.0%	1.0%	- 抓追		

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況 (ア) 須賀川地方広域消防組合(普通会計決算)

区分	歳出額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	千円 2,232,409	千円 53,606	千円 1,632,520	73.1%	70.0%

/ 隣昌於片弗沈筥(並添合計)

	貝和サリ	(人)	北百)年	世云可り									
区分	職員数	汝				給	与	費				一人当た	り給与費
四为		Α	給	料	職員	手当	期末勤	勉手当	Ē	計	В		B/A
		人		千円		千円		千円			千円		千円
5年月	204		754,	539	210,	887	311	,504	1,2	76,9	30	6,2	59

⁽注) 職員手当には退職手当を含みません。

(2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

	于政職				
平均給料月額	平均年齢				
309,122円	38歳3月				

イ 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区	初任給		
消防職	大学卒	197,800円	
(日P)J4取	高校卒	177,000円	

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

ソー戦員の住族中	/ 概員の在級牛数別・子庭別中均相付月頃の状況(17年10年4月1日先生)									
区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年						
消防職	大学卒	264,300円	309,900円	365,000円						
行的功能	高校卒	232,700円	275,900円	316,400円						

(3) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

, -	7 72011 30100 100000 100000 100000 100000 100000 100000 10000	y	(- -	-/ 4 - 1 - /	0 133/					
	区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		
	標準的な職務内容	係	員	主任	主任主査 係 長 査	主 幹課長補佐	参課署	消防長	再任用	計
	職員数	34人	35人	42人	69人	17人	5人	1人	2人	205人
	構 成 比	16.59%	17.07%	20.49%	33.66%	8.29%	2.44%	0.49%	0.98%	100.0%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(4) 職員手当の状況(令和6年4月1日現在)

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	期末手当	勤勉手当		職制上の段階職務の等 級による加算措置
6月期	1.225月分	1.000月分	2.225月分	
12月期	1.225月分	1.000月分	2.225月分	有
計	2.45月分	2.00月分	4.45月分	

イ 退職手当

区 分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度	
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	
勧奨•定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	

ウ 特殊勤務手当

区 分	
支給実績(5年度決算)	4,478千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度 決算)	21,950円
手当の種類	4種類

工 時間外勤務手当

支	給	実	績	[((4	L Z	和	5	年	度)	34,132,948円
職	員	_	人	当	た	ŋ	平	均	支	給	額	184,502円
支	給	実	績	[((4	[†]	和	4	年	度)	35,815,864円
職	員	_	人	当	た	り	平	均	支	給	額	192,558円

オ その他の手当

オービの個の子ョ							
	①子以外の扶養親族 月額 6,500円						
扶養手当	②子1人につき 月額 10,000円						
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき) 月額 5,000円 加算						
住居手当	借家・借間 家賃の額に応じて最高28,000円まで						
	通勤距離が片道2km以上の職員 ①交通機関等利用者						
运型工 业	ア 全額支給限度額 64,000円 イ 64,000円を超える場合						
通勤手当	64,000円に64,000円を超える額の2分の1を加算						
	②自動車等使用者 ・自動車使用者 通勤距離に応じて2,900円~67,900円						
	・自動車以外の原動機付きの交通用具使用者						
	通勤距離に応じて2,000円~34,000円						
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対し、39,000円~90,000円を定額支給						
宿日直手当	勤務1回につき 5,500円						
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給						

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

年次有給休暇について

1年において、20日の範囲内で付与され、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。また、当該年の中途 において、新たに職員となるものにあっては、次の区分により付与されます。

採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
年次休暇の 日 数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8日	7日	5日	3 🗄	2日

一般職員の年次有給休暇取得状況(各1月1日~12月31日)

付与日数	令和5年平均取得日数	令和4年平均取得日数
20日 (残った休暇の翌年への 繰越 最大20日)	10日 6時間	7日 4時間

5 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況

期間	令和5年	令和4年
6 月 以 下		1人
6月超え1年以下		
1年超え1年6月以下	なし。	
1年6月超え2年以下	なし。	なし。
2年超え2年6月以下		
2 年 6 月 超 え		
計		1人

⁽注)1 各年度内(4月1日~3月31日)における実績です

6 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和5年度)

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

	降任	免職	休職	降級	計
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制等の改廃等により過員等を生じた場合					
刑事処分に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					
計					0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の 秩序を維持するための処分のことです。

2012/2017					
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は職務怠慢					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行					
≅ +					0人

7 職員の服務の状況

(1) 服務の根本基準

服務とは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から 第38条までに規定されています。憲法第15条第2項では「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員の服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、勤務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専 念しなければならない」と定められています。

(2) 服務規律の確保

住民の期待に応える職員となるためには、住民に奉仕する立場を忘れず、公益の実現に努め、公正に職務を遂行することが重要です。本組合では、職員一人ひとりが常に服務上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとらえて服務規律の確保に関する通知を全職員に対し行っています。

●令和5年度における服務通達 1回

¹¹ 各年度内(4月1日~3月31日)における実績です。
2 育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるものです。部分休業は、小学校 就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(360)単位)で取得す ることができるものです。なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となり、育児短時間勤務の場合は、給 料月額や勤務関連の手当については、1週間の勤務時間に応じた額が支給されます。

8 職員の研修の状況(令和5年度)

区	分	研 修 名	研修人数	研修機関名		
	新採用者研修	初任教育	3人	与 ll 冰叶丛林		
		初級幹部科	2人	福島県消防学校		
基本研修	監督者研修 (幹部教育)	幹部科	1人	消防大学校		
		新任係長研修	1人			
	管理者研修	新任管理者研修	1人	ふくしま自治研修センター		
	1	特殊災害科	1人			
		予防査察科	2人			
		危険物科	1人			
		救急科	3人	福島県消防学校		
		救助科	2人			
		通信指令科	2人			
		救急救命士補助教育科	2人			
		応用力アップ研修	1人			
		接遇実践講座	2人			
専	門研修	地方公会計講座(基礎編)	1人			
		地方公会計講座(応用編)	1人			
		レジリエンス講座	2人	ふくしま自治研修センター		
		合意形成能力の養成講座	1人			
		人事評価講座	10人			
		有事の危機管理講座	1人			
		救急救命士養成研修	2人	救急救命東京研修所		
		指導救命士養成研修	1人			
		感染防止対策強化研修	1人	救急救命九州研修所		
		移動式クレーン運転技能講習 玉掛技能講習	4人	ボイラー・クレーン安全協会 須賀川労働基準協会		
病	院研修	救急救命士 救急有資格者	67人	太田西/内病院 公立岩瀬病院 須賀川病院		

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 福利厚生制度 ア 安全衛生管理体制

須賀川地方広域消防組合衛生委員会を設置し、職員の安全衛生計画の実践に努めています。

- (イ) 衛生管理面として a 各種健康診断(人間ドック含む)の実施及び事後指導 b メンタルヘルス(ハラスメント防止研修)研修会実施 (イ) 安全管理面として 公務災害防止の注意喚起及び対応方法の周知活動

- イ 須賀川市等職員共助会事業

(2) 公務(通勤)災害補償 令和5年度 公務(通勤)災害認定件数 公務災害 1件 通勤災害 0件

- 10 公平委員会の業務の状況

 -) 公平委員会の業務の状況 (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和5年度) ア 係属事案・・・なし イ 完結事案・・・なし (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(令和5年度) ア 係属事案・・・なし イ 完結事案・・・なし